

## イヌナキン使用に関する取扱要領概要

### 【着ぐるみの貸出基準】

#### ○目的

市のPRや市産品の推進、観光振興を図る目的のみ貸出する。

#### ○適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れのあるとき
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号での規定に該当するとき
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
- (8) 市の公式キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (9) 市の公式キャラクターの著しい変形その他利用が適当でないと認められるとき
- (10) その他、市長が使用の承認をすることが不適当と認められるとき

### 【着ぐるみの使用期間】

使用する催し等で必要とする期間の最小限（最大5日間）

### 【着ぐるみの貸出に係る使用料】

無料。ただし、市職員又はスーツアクター（以下「スーツアクター等」という。）を市に依頼した場合は、スーツアクター等の日当、移動交通費および昼食代等の必要経費は、申請者が負担。

### 【遵守事項】

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの使用について、天候状態を考慮し、汚損する可能性がある場合は使用しないこと。
- (7) その他市長が付した条件に従って使用すること。